

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

緊急事態宣言解除後の県立学校の対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和3年3月18日に、国は3月21日をもって緊急事態宣言を解除する方針を示しました。

これに基づき、本県では、同日、埼玉県新型感染症専門家会議、3月19日に新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「緊急事態宣言解除後の教育関係の対応」（別添資料1）を決定したところです。

つきましては、このことを踏まえ、下記のとおり対応願います。

記

1 学校運営の基本方針について

引き続き、感染防止対策を徹底しながら、教育活動を実施する。

なお、変更点は2のとおりである。

2 変更点について

(1) 授業における留意点

授業は、感染防止対策を徹底した上で実施すること。

なお、音楽における歌唱、家庭科における調理実習、理科における実験等については、換気やマスクの着用、授業前後の手洗い、対面での活動とならない等の対策を徹底すること。

(2) 部活動

段階的に活動を再開する。

活動する日数や時間、条件等については、「緊急事態宣言解除後の県立学校の部活動の取扱いについて」（別添資料2）を厳守すること。

(3) 家庭へのお願い

長期休業日（学年末休業日及び春季休業日）を含めて、次の内容を保護者等に協力依頼すること。

- ア 規則正しい生活習慣の徹底
- イ 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- ウ 不要不急の外出、児童生徒同士の会食等の自粛

3 学校行事等について

(1) 終業式、修了式及び始業式等、複数の学年の児童生徒が一堂に集まって行う場合は、換気の徹底、身体的距離の確保、近距離での会話や発声などの密接場面を作らない、時間を短くする等、感染防止対策を徹底すること。

なお、校歌等については、飛沫感染防止の観点から歌唱は控えること。

(2) 入学式は、令和3年2月4日付け教高指第1992号（別添資料3）の「3 令和2年度卒業式について」と同様に対応すること。

4 別添資料

(1) 令和3年3月19日開催 新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料（抜粋）
「緊急事態宣言解除後の教育関係の対応」

(2) 「緊急事態宣言解除後の県立学校の部活動の取扱いについて」

(3) 令和3年2月4日付け 教高指第1992号
「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間延長に伴う県立学校の対応について（通知）」（写し）

【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当
電 話 048-830-6963

【体育の授業・運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当
電 話 048-830-6947

【学習指導・文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当
電 話 048-830-7391

【特別支援学校に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当
電 話 048-830-6886